

スポーツ

※申込方法等の詳細は、各施設へお問い合わせいただくか、各HPをご覧ください。

スポーツにチャレンジ!

町市内在住、在学の小学生とその保護者(小学1～3年生は保護者同伴) 12月16日(土)午後0時30分～2時30分ごろ 場サン町田旭体育館 内 トランポリン、オリジナルパルクール、ニュースポーツ体験/種目は予定です。詳細は決まり次第、市HPでお知らせします 町田市スポーツ推進委員 定60人(申し込み順) 費1人200円(保護者も参加費が必要) 申11月21日正午～30日にイベントダイヤル(☎724・5656)へ。

問 スポーツ振興課 ☎724・4036

市立総合体育館

●骨盤体操

町市内在住、在勤、在学の18歳以上の方 毎週水曜日、午後1時45分～2時



45分(12月27日、2024年1月3日、3月20日を除く) 定各50人(先着順) 費大人310円、65歳以上の方・障がい者100円/別途、公開指導料として100円が必要です。

問 同館 ☎724・3440

鶴間公園

●カラダリセット

町16歳以上の方 毎週水曜日、午前9時10分～9時55分 定各12人(申し込み順) 費880円 申電話で同公園へ(同公園HPで申し込み可)。

問 同公園 ☎850・6630

小野路公園

●シニア体力測定会

町60歳以上の方 11月22日(木)午前9時～午後0時30分(最終受け付けは午前11時) 内 握力、開眼片足立ち、立ち上がりテスト、2ステップテスト、体成分測定、体操教室体験、ポールウォーキング体験等/詳細は同



公園HP(左下記二次元コード)をご覧ください。お問い合わせください。

問 同公園 ☎737・3420

市立室内プール

<お知らせ>

日本SC協会関東支部マスターズスイミングフェスティバルのため、12月17日(日)はプールの一般利用はできません(トレーニング室・温浴棟は通常どおり利用可)。なお、大会前日は、50mプールが高水位(1.4m～1.7m)となり、水温が1～2度ほど低くなりますのでご注意ください。

問 同プール ☎792・7761

押し本を伝えよう!

ひとつことPOPコンテスト 2023

問 中央図書館 ☎728・8220

あなたの押し本を、絵とひとつことを添えたPOPにして伝えてみませんか。入賞作品はしおりにして、市内各所で配布します。詳細は町田市立図書館HP(右記二次元コード)をご覧ください。



町市内在住、在学、または相互利用市在住の小学4年生～18歳の方

POPの規格 画用紙程度の厚さのある紙で26cm×11cm(上下左右に1cmの余白を取り、絵のサイズが24cm×9cmになるように作成)。各市立図書館、町田市民文学館、紀伊國屋書店小田急町田店、TSUTAYA町田木曽店、久美堂本店、ブックファーストルミネ町田店、有隣堂町田モディ店で配布する専用紙も使用可(画材は自由、コンピューター加工、糸糸等浮き上がるものの貼付は不可)。

申2024年1月21日までに、直接各市立図書館または町田市民文学館へ提出いただくか、郵送(必着)で中央図書館企画・地域支援係(〒194-0013、原町田3-2-9)へ。

原町田中央通り社会実験2023 Machida Weekend STREET(まちスト)

問 地区街づくり課 ☎724・4266

賑わいや交流にあふれるまちの実現に向けて、原町田中央通りの沿道を賑わいづくりに活用した社会実験を実施します。期間中は、さまざまなお店やワークショップ等が日替わりで出店します。

11月25日(土)は、原町田中央通りや周辺の店舗が特別に沿道でおいしいものを販売する「まちスト Food Day!」を開催します。飲食のできる休憩スペースもありますので、お気軽においでください。

出店情報等の詳細は、まちストHPまたはInstagram(各右上記二次元コード)をご覧ください。

11月24日(金)～26日(日)、午前11時～午後6時

場 原町田中央通り(原町田大通り～文学館通りの区間)



まちストHP



Instagram



最近こんな消費者トラブルありませんか?

消費生活センターでは、契約など消費生活に関する相談を受け付けています。今回は、最近特に件数の多い事例について紹介します。

町田市が給湯器の点検を行っているって本当?

【事例】

今、「町田市から委託を受けて給湯器の点検をしているので何う日を決めたい」と事業者から電話があった。点検の予約をしたが、本当に町田市が点検しているのだろうか? ガスの事業者に聞いてみたら、給湯器の点検はガス屋で行っていると言われた。

○アドバイス

町田市が給湯器の点検に何うことはありません。ガス器具の点検は供給しているガスの事業者が行うことになっています。おそらく修理や新しい給湯器の交換を目的に勧誘していると思われるのでご注意ください。

暮らしのレスキューサービスにご注意!

【事例】

トイレが詰まったのでインターネットで検索し、料金が4000円からと書いてあった事業者に来てもらった。作業の前に18万円だと言われ、仕方ないと思い支払ったが、納得できない。

○アドバイス

トイレの詰まりや水道のトラブル、鍵の紛失、ネズミが出たなどの急なトラブルに遭遇した際、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」に依頼したら高額な請求を受けたという相談が多数寄せられています。料金に納得できない場合は支払わずに交渉しましょう。地元の管工事組合、ペストコントロール協会など、日頃から事業者を調べておくとういでしょう。

定期購入のトラブルにご注意

【事例】

インターネット上の広告で、定期縛りのない980円の美白パックを見つけた。チャットで申し込む途中で更にお得なコースを案内され契約した。商品が届いたが、申し込んだコースは5回の縛りがあり、総額5万円だと分かった。解約の電話をかけたが、いつも話し中で電話がつかない。

○アドバイス

申し込みの入力途中で別のコースを案内され、高額な縛りのある契約をしてしまったという相談が増えています。広告にとらわれず、申し込む際には購入条件や返品特約をよく確認しましょう。メール等でも解約の申し出ができる場合があります。

屋根が壊れているって本当!?

【事例】

近所で工事をしているという事業者が突然来訪し「お宅の屋根がめくれているのが見えた。無料で屋根に上って点検します」と言うので依頼したら、点検後に屋根が浮いている写真を見せられ「早く修理をした方がいい」と言われ、慌てて契約をしてしまった。後から冷静になると工事の内容の割に高額な気がする。そもそも屋根が壊れていたかどうか疑問だ。

○アドバイス

無料、あるいは格安で点検してあげると持ちかけ、「このままでは大変なことになる」と不安をあおって契約を迫る商法を点検商法と言います。突然訪問してきた事業者に、安易に点検させないようにしましょう。

屋根が壊れているという説明や、壊れた屋根の写真が自宅のものではない可能性もあります。その場で契約せず、別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするようにしましょう。

消費生活出前学習会を行っています

消費生活相談員が、皆さんの地元に出向き、日頃の相談事例に基づき旬の情報をお届けします。悪質商法からご自分や家族、友人を守るために、ぜひご利用ください。

町内会、老人クラブ、PTA、学校、サークル等、おおむね10人以上の団体

開催時間 原則月～金曜日の午前10時～午後4時の間で1～2時間程度

問 消費生活センター ☎725・8805

メール配信サービスをご利用ください

同センターでは、悪質商法や消費者トラブルに関する注意喚起情報など、日常生活に関する消費生活情報「くらしのヒント」のメール配信を行っています。右記二次元コードから登録できます。



困ったときは消費生活センターへ

町市内在住、在勤、在学の方

○相談専用電話 ☎722・0001 (受付時間=月～土曜日、午前9時～正午、午後1時～4時、祝休日を除く)

○消費者ホットライン(消費者庁) ☎188 最寄りの相談窓口をご案内します。